

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第4号

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

事務委任施設管理運営規則（平成16年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第9条関係） 1 総合運動公園の使用料					別表第2（第9条関係） 1 総合運動公園の使用料				
有料公園 施設の名称	使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料	有料公園 施設の名称	使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料
香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>	香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合	<u>1,190円</u>	<u>1,190円</u>
		生徒及び児童 一般	<u>3,270円</u>	<u>3,270円</u>			生徒及び児童 一般	<u>2,980円</u>	<u>2,980円</u>
		略 アマチュアスポーツ以外の場合					略 アマチュアスポーツ以外の場合		

		入場料を徴収しない場合 略	<u>6,550円</u>	<u>6,550円</u>
	附属施設	本部室、役員 控室、審判員 控室、バット スイング場、 ブルペン及び トレーニング スペース 記録放送室及 び放送機器 スコアボード 会議室 シャワー室 温水使用 温水使用以 外	<u>1,060円</u> <u>530円</u> <u>1,140円</u> <u>530円</u> <u>800円</u> <u>530円</u>	<u>1,060円</u> <u>530円</u> <u>1,140円</u> <u>530円</u> <u>800円</u> <u>530円</u>
香川県営 第2野球場	基本施設（ グラウンド 及びダッグ アウト）	アマチュアス ポーツの場合 生徒及び児 童 一般 アマチュアス ポーツ以外の 場合	<u>1,020円</u> <u>2,600円</u> <u>5,210円</u>	<u>1,020円</u> <u>2,600円</u> <u>5,210円</u>
	附属施設	本部室 記録放送室及 び放送機器 スコアボード	<u>530円</u> <u>270円</u> <u>270円</u>	<u>530円</u> <u>270円</u> <u>270円</u>
香川県営 テニス場	基本施設（ テニスコー ト）	生徒及び児童 一般	<u>390円</u> <u>570円</u>	<u>390円</u> <u>570円</u>

		入場料を徴収しない場合 略	<u>5,960円</u>	<u>5,960円</u>
	附属施設	本部室、役員 控室、審判員 控室、バット スイング場、 ブルペン及び トレーニング スペース 記録放送室及 び放送機器 スコアボード 会議室 シャワー室 温水使用 温水使用以 外	<u>970円</u> <u>490円</u> <u>1,040円</u> <u>490円</u> <u>730円</u> <u>490円</u>	<u>970円</u> <u>490円</u> <u>1,040円</u> <u>490円</u> <u>730円</u> <u>490円</u>
香川県営 第2野球場	基本施設（ グラウンド 及びダッグ アウト）	アマチュアス ポーツの場合 生徒及び児 童 一般 アマチュアス ポーツ以外の 場合	<u>930円</u> <u>2,370円</u> <u>4,740円</u>	<u>930円</u> <u>2,370円</u> <u>4,740円</u>
	附属施設	本部室 記録放送室及 び放送機器 スコアボード	<u>490円</u> <u>250円</u> <u>250円</u>	<u>490円</u> <u>250円</u> <u>250円</u>
香川県営 テニス場	基本施設（ テニスコー ト）	生徒及び児童 一般	<u>360円</u> <u>520円</u>	<u>360円</u> <u>520円</u>

	附属施設	会議室 記録放送室及 び放送機器 スコアボード シャワー室 団体 温水使用 温水使用 以外	<u>530円</u> <u>270円</u> <u>270円</u> <u>800円</u> <u>530円</u>	<u>530円</u> <u>270円</u> <u>270円</u> <u>800円</u> <u>530円</u>		附属施設	会議室 記録放送室及 び放送機器 スコアボード シャワー室 団体 温水使用 温水使用 以外	<u>490円</u> <u>250円</u> <u>250円</u> <u>730円</u> <u>490円</u>	<u>490円</u> <u>250円</u> <u>250円</u> <u>730円</u> <u>490円</u>
香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアス ポーツの場合 入場料を徴 収しない場 合 生徒及び 児童 一般 略 アマチュアス ポーツ以外の 場合 入場料を徴 収しない場 合 略	<u>890円</u> <u>2,240円</u> <u>4,510円</u>	<u>890円</u> <u>2,240円</u> <u>4,510円</u>	香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアス ポーツの場合 入場料を徴 収しない場 合 生徒及び 児童 一般 略 アマチュアス ポーツ以外の 場合 入場料を徴 収しない場 合 略	<u>810円</u> <u>2,040円</u> <u>4,100円</u>	<u>810円</u> <u>2,040円</u> <u>4,100円</u>
	附属施設	本部室及び審 判員控室 記録放送室及 び放送機器 スコアボード 会議室 シャワー室 温水使用 温水使用以	<u>530円</u> <u>270円</u> <u>270円</u> <u>530円</u> <u>800円</u> <u>530円</u>	<u>530円</u> <u>270円</u> <u>270円</u> <u>530円</u> <u>800円</u> <u>530円</u>		附属施設	本部室及び審 判員控室 記録放送室及 び放送機器 スコアボード 会議室 シャワー室 温水使用 温水使用以	<u>490円</u> <u>250円</u> <u>250円</u> <u>490円</u> <u>730円</u> <u>490円</u>	<u>490円</u> <u>250円</u> <u>250円</u> <u>490円</u> <u>730円</u> <u>490円</u>

香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設(グ ラウンド)	外 アマチュアス ポーツの場合 生徒及び児 童	700円	700円
		一般 アマチュアス ポーツ以外の 場合	1,780円 3,570円	1,780円 3,570円
	附属施設	スコアボード	270円	270円
香川県営 相撲場	基本施設(本 土俵及び 練習土俵)	本土俵及び練 習土俵を使用 する場合 生徒及び児 童	250円	250円
		一般	640円	640円
		練習土俵のみ を使用する場 合 専用使用の 場合 生徒及び 児童	120円	120円
		一般	310円	310円
	附属施設	シャワー室 専用使用の 場合 温水使用 温水使用 以外	800円 530円	800円 530円

備考
略

2 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
-----------	-----	-----	-------

香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設(グ ラウンド)	外 アマチュアス ポーツの場合 生徒及び児 童	640円	640円
		一般 アマチュアス ポーツ以外の 場合	1,620円 3,250円	1,620円 3,250円
	附属施設	スコアボード	250円	250円
香川県営 相撲場	基本施設(本 土俵及び 練習土俵)	本土俵及び練 習土俵を使用 する場合 生徒及び児 童	230円	230円
		一般	590円	590円
		練習土俵のみ を使用する場 合 専用使用の 場合 生徒及び 児童	110円	110円
		一般	290円	290円
	附属施設	シャワー室 専用使用の 場合 温水使用 温水使用 以外	730円 490円	730円 490円

備考
略

2 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
-----------	-----	-----	-------

香川県営相撲場	テント	1張り1回	360円
---------	-----	-------	------

香川県営相撲場	テント	1張り1回	330円
---------	-----	-------	------

別表第3（第9条の3関係）

1 競技場の使用料

使用区分	午後5時から午後9時までの使用料の額	午後1時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの間にいて使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時から午後9時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設（グラウンド、雨天走路及び更 専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校、競技協会、教育委員会その他教育関係	11,510円	17,270円	25,910円	3,440円	3,440円

別表第3（第9条の3関係）

1 競技場の使用料

使用区分	午後5時から午後9時までの使用料の額	午後1時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの間にいて使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時から午後9時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
基本施設（グラウンド、雨天走路及び更 専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校、競技協会、教育委員会その他教育関係	10,470円	15,700円	23,560円	3,130円	3,130円

衣室)	団体 (以下「学校等」という。) 学校等以外のもの	<u>30,640円</u>	<u>46,090円</u>	<u>69,130円</u>	<u>9,200円</u>	<u>9,200円</u>	衣室) (以下「学校等」という。) 学校等以外のもの	<u>27,860円</u>	<u>41,900円</u>	<u>62,850円</u>	<u>8,370円</u>	<u>8,370円</u>	
	略							略					
	アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>46,090円</u>	<u>69,130円</u>	<u>103,700円</u>	<u>13,810円</u>	<u>13,810円</u>		アマチュアスポーツ以外の場合 入場料を徴収しない場合 略	<u>41,900円</u>	<u>62,850円</u>	<u>94,280円</u>	<u>12,560円</u>	<u>12,560円</u>
附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用の場合	<u>5,750円</u>	<u>8,630円</u>	<u>13,010円</u>	<u>1,710円</u>	<u>1,710円</u>	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用の場合	<u>5,230円</u>	<u>7,850円</u>	<u>11,830円</u>	<u>1,560円</u>	<u>1,560円</u>
	第2トレーニングルーム 専用使用の場合	<u>1,830円</u>	<u>2,870円</u>	<u>4,130円</u>	<u>560円</u>	<u>560円</u>		第2トレーニングルーム 専用使用の場合	<u>1,670円</u>	<u>2,610円</u>	<u>3,760円</u>	<u>510円</u>	<u>510円</u>
	記録放送室及び放送機器	<u>1,830円</u>	<u>2,870円</u>	<u>4,130円</u>	<u>560円</u>	<u>560円</u>		記録放送室及び放送機器	<u>1,670円</u>	<u>2,610円</u>	<u>3,760円</u>	<u>510円</u>	<u>510円</u>

大型映像装置					
アマチュアスポーツの場合	<u>21,780円</u>	<u>33,270円</u>	<u>49,900円</u>	<u>6,650円</u>	<u>6,650円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	<u>65,340円</u>	<u>99,820円</u>	<u>149,730円</u>	<u>19,960円</u>	<u>19,960円</u>
会議室	<u>1,830円</u>	<u>2,870円</u>	<u>4,130円</u>	<u>560円</u>	<u>560円</u>
特別会議室	<u>3,790円</u>	<u>5,750円</u>	<u>8,630円</u>	<u>1,130円</u>	<u>1,130円</u>

備考
略

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合		
学校等	<u>910円</u>	<u>910円</u>
学校等以外のもの	<u>1,830円</u>	<u>1,830円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	<u>3,680円</u>	<u>3,680円</u>

備考
略

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園施設の名称	使用区分	種類	使用料の額
競技場	基本施設（グ 専用使用でな		

大型映像装置					
アマチュアスポーツの場合	<u>19,800円</u>	<u>30,250円</u>	<u>45,370円</u>	<u>6,050円</u>	<u>6,050円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	<u>59,400円</u>	<u>90,750円</u>	<u>136,120円</u>	<u>18,150円</u>	<u>18,150円</u>
会議室	<u>1,670円</u>	<u>2,610円</u>	<u>3,760円</u>	<u>510円</u>	<u>510円</u>
特別会議室	<u>3,450円</u>	<u>5,230円</u>	<u>7,850円</u>	<u>1,030円</u>	<u>1,030円</u>

備考
略

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合		
学校等	<u>830円</u>	<u>830円</u>
学校等以外のもの	<u>1,670円</u>	<u>1,670円</u>
アマチュアスポーツ以外の場合	<u>3,350円</u>	<u>3,350円</u>

備考
略

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園施設の名称	使用区分	種類	使用料の額
競技場	基本施設（グ 専用使用でな		

	ラウンド、雨天走路及び更衣室)	い場合 生徒及び児童 一般	<u>160円券</u> (11枚) <u>340円券</u> (11枚)	<u>1,600円</u> <u>3,400円</u>
	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般 第2トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般	<u>160円券</u> (11枚) <u>340円券</u> (11枚) <u>160円券</u> (11枚) <u>340円券</u> (11枚)	<u>1,600円</u> <u>3,400円</u> <u>1,600円</u> <u>3,400円</u>
補助競技場	専用使用でない場合 生徒及び児童 一般		<u>60円券</u> (11枚) <u>110円券</u> (11枚)	<u>600円</u> <u>1,100円</u>

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>17,270円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>3,440円</u>
	ラグビー用器具	一式1回	<u>3,440円</u>
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>11,510円</u>

	ラウンド、雨天走路及び更衣室)	い場合 生徒及び児童 一般	<u>150円券</u> (11枚) <u>300円券</u> (11枚)	<u>1,560円</u> <u>3,130円</u>
	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般 第2トレーニングルーム 専用使用でない場合 生徒 一般	<u>150円券</u> (11枚) <u>300円券</u> (11枚) <u>150円券</u> (11枚) <u>300円券</u> (11枚)	<u>1,560円</u> <u>3,130円</u> <u>1,560円</u> <u>3,130円</u>
補助競技場	専用使用でない場合 生徒及び児童 一般		<u>50円券</u> (11枚) <u>100円券</u> (11枚)	<u>510円</u> <u>1,030円</u>

4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>15,700円</u>
	サッカー用器具	一式1回	<u>3,130円</u>
	ラグビー用器具	一式1回	<u>3,130円</u>
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	<u>10,470円</u>

	サッカー用器具	一式1回	<u>1,130円</u>		サッカー用器具	一式1回	<u>1,030円</u>	
--	---------	------	---------------	--	---------	------	---------------	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。